

発表形式：口頭発表
希望部会：9-1 社会・教育

放っておいてよいのか！ 土壌診断分析における「計量法」問題

後藤 逸男¹

¹ 東京農大発(株) 全国土の会

「身体検査」が「健康診断」と呼ばれるようになった 1970 年代頃から「土壌調査」が「土壌診断調査」と呼ばれるようになった。1981 年にスタートした SPAD 事業により専用の土壌診断分析装置や機器が開発され、それらを備えた土壌診断室が全国各地に設けられた。その数は 2006 年には 914 ヶ所におよんだが、土壌診断分析点数は農耕地約 10ha に 1 点に過ぎなかった。しかし、2008 年の肥料価格高騰により土壌診断の重要性の再認識と診断結果に基づいた施肥設計が強く求められるようになった。

ところが、2012 年 5 月に突如として、経産省から土壌診断分析が「計量法に基づく計量証明事業に該当する」との見解が出された。それに、農水省が即応して、「計量証明事業として土壌分析を実施する。あるいは、分析値を記載せず、グラフ等で示す。よう関係者に周知を図る」とした。これに対して、これまで熱心に土壌診断を励行してきた全国の農家からは強い怒りの声が上がっている。これまで、TPP 問題を連日のように大きく掲載してきた農業業界紙では、この「計量法問題」について一切取り上げていない。また、農業研究・普及指導機関・農業団体さらには日本土壌肥料学会をはじめ土壌肥料関係者から際だった動きが出ていない。このような重要問題を放っておいてよいのだろうか。

計量法では、JIS などの公定法による（公定法がない場合には、適切な方法）となっているが、現状では統一されていない。また、抽出溶液中の濃度を測定する標準溶液は容易に入手できても、標準土壌は一般には供給されていない。演者らは、2012 年より土壌診断分析研究会を結成し、毎年 14～22 の土壌診断室で手合わせ分析を実施しているが、pH(H₂O)を除いて、分析値の変動率は 20～80 % にも達する。さらに圃場における土壌養分状態の不均一性を考慮すれば、「計量法」の対象となる分析とは言いがたい。土壌肥料関係者が一丸となり、この問題に取り組むべきである。

登録日時：2015/06/25：13：31：59

この pdf は登録内容を確認するためのものです。書体、文字サイズ、改行位置などレイアウトに関することは実際の印刷物とは異なります。

日本語のテキストでイタリックを指定した場合、この PDF ではボールドのゴシック体での表示となります。実際の講演要旨集ではイタリックとなりますのでご安心ください。